

流教指第2352号  
令和5年3月24日

市内各小中学校長 様

流山市教育委員会  
教育長 田中 弘美  
(公印省略)

いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）

このことについて、令和5年3月17日付け教児安第907号にて、千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長より別添写しのとおり依頼がありました。

同省は、こども家庭庁とともに、各学校又は学校の設置者が行ういじめ重大事態調査について、必要に応じて助言等を行い、運用改善を図る等の取組を行うとのことであり、各学校に対して、令和5年4月1日から、いじめ重大事態の発生に関する報告、調査の開始に関する報告、調査報告書の提出について協力の依頼がありました。

つきましては、次年度以降の報告等の流れ（別添資料参照）を示しますので、各学校において、本事務連絡の趣旨に基づいた対応がなされるよう御配意願います。

1 学校及び市町村教育委員会が行う重大事態に関する報告等について

○下記（1）、（2）については、令和5年4月1日以降に、学校が、地方公共団体の長等へ発生報告を行う重大事態が対象となり、変更点となります。様式1、様式2には、児童生徒や関係者等特定の個人名は記載しません。

（1）重大事態の発生報告について

学校は、様式1により、市町村教育委員会を通じて、市町村長等へ、重大事態が発生した旨を報告する。市町村教育委員会は、報告後、様式1を、県教育委員会へ提出する。

（2）重大事態調査の開始報告について

学校は、上記（1）の報告後、重大事態調査の開始が決定した時点で、様式2により、市町村教育委員会を通じて、市町村長等へ、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について報告する。市町村教育委員会は、報告後、様式2を県教育委員会へ提出する。

（1）の発生報告を行う時点で、重大事態調査の開始報告が可能な場合は、様式1及び様式2を同時に報告することができる。

※本県では、これまで、学校が重大事態を認知した場合、学校は、学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等へ、重大事態の認知に係る報告（認知報告書）を行っていましたが、令和5年4月1日からは、上記（1）、（2）に基づく報告を、これまでの認知報告書に代わるものとしてよい旨、文部科学省に確認しております。

（3）重大事態調査報告書等の提出について（これまでと変更はありません）

学校は、重大事態調査が終了した時点で、重大事態調査報告書を、市町村教育委員会を通じて、市町村長等へ提出する。市町村教育委員会は、報告書の写しを県教育委員会へ情報提供する。

※なお、今年度まで市教委に提出していただいた従来の書式のものについては、同様に提出となりますので、よろしくをお願いします。

（国の書式のみだと個人名等の詳細の記載がなく、具体的な内容の把握が難しいため）

担当 指導課 いじめ防止相談対策室 7157-1683
-----------------------------------